

資 料 編

障害者総合支援法の概要

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要」^(注)

[平成 24 年(2012 年) 6 月 20 日成立・同年 6 月 27 日公布]

(注) 厚生労働省「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要」より引用。

1. 趣 旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概 要

(1) 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

(2) 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

(3) 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

(4) 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

(5) 障害者に対する支援

重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)

共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)

地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

(6) サービス基盤の計画的整備

障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定

基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化

市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化

自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成 25 年(2013 年) 4 月 1 日

[ただし、2.(4)及び(5) ~ については、平成 26 年(2014 年) 4 月 1 日]

実態調査

	障害者(児)実態調査	アンケート調査
対象者	障害のある方	20 歳以上の区民を無作為抽出
配付数	775 通 関係団体を通じ配付	200 通 郵送にて配付
調査期間	平成 28 年(2016 年)12 月 1 日から 平成 29 年(2017 年)1 月 13 日まで	平成 29 年(2017 年)2 月 20 日から 平成 29 年(2017 年)3 月 15 日まで
有効回収数 (回収率)	371 (回収率: 47.9%)	72 (回収率: 36.0%)

策定経過

(1) 策定委員会委員

1 策定委員

分野	氏名		
保健医療関係者	江戸川区医師会	小川 勝	会長
障害当事者	江戸川区視覚障害者福祉協会	松本 俊吾	
障害当事者	江戸川ろう者協会	佐野 敏勝	
障害者団体関係者	江戸川区手をつなぐ育成会	矢田 真知子	
障害福祉サービス事業者	ヒーライトねっと	梅澤 剛	
就労支援関係者	江戸川区立障害者就労支援センター	鈴木 大樹	
区民	公募委員	村山 公一	
区民	公募委員	阿部 紀久代	
行政関係者	福祉部長	斉藤 猛	
行政関係者	健康部長	森 淳子	

2 事務局

部署		氏名
福祉部	障害者福祉課長	加藤 麻希子
	福祉推進課長	岡村 昭雄
	生活援護第二課長	大關 一彦
	発達障害相談センター長	大澤 樹里
健康部	保健予防課長	西山 裕之
	健康推進課長	佐久間 義民
子ども家庭部	子育て支援課長	浅見 英男
	保育課長	茅原 光政
教育委員会	教育推進課長	柴田 靖弘
	学務課長	川勝 賢治

(2) 策定委員会経過

回数	開催日	主な議題
第 1 回	平成 29 年(2017 年) 7 月 13 日	・ 第 5 期江戸川区障害福祉計画及び第 1 期江戸川区障害児福祉計画の策定について ・ 策定スケジュールについて
第 2 回	平成 29 年(2017 年) 11 月 9 日	・ 計画(案)について ・ 意見公募の実施について
第 3 回	平成 30 年(2018 年) 2 月 15 日	・ 意見公募の結果について ・ 計画(案)について

(3) 江戸川区地域自立支援協議会経過

会 長 小川 勝

副 会 長 戸倉 振一

委員構成 保健医療関係者 2 名、民生・児童委員 1 名、教育関係者 3 名、
就労支援関係者 3 名、障害当事者 5 名、障害者団体関係者 3 名、
障害福祉サービス・相談支援事業者 3 名、社会福祉協議会職員 1 名
計 21 名

回数	開催日	計画策定に係る主な議題
第 1 回	平成 29 年(2017 年) 7 月 13 日	・ 江戸川区障害福祉計画等の中間報告および策定について
第 2 回	平成 29 年(2017 年) 11 月 9 日	・ 江戸川区障害福祉計画等の策定状況について
第 3 回	平成 30 年(2018 年) 2 月 15 日	・ 意見公募の結果について ・ 計画(案)について

(注)障害者総合支援法第 88 条第 8 項により、障害福祉計画の策定または変更時に、あらかじめ、地域自立支援協議会の意見を聴くように努めなければならないとされています。

(4) パブリック・コメント(意見公募)の実施

公募期間	平成 29 年(2017 年)12 月 11 日から 12 月 25 日まで(15 日間)
意見件数	31 人 1 団体 延べ 106 件



第 5 期江戸川区障害福祉計画

第 1 期江戸川区障害児福祉計画

(平成 30 年(2018 年) 3 月発行)

編集・発行

江戸川区福祉部障害者福祉課

〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1

電話 03 (3652) 1151 (代表)

<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/>

